

## 益田市農業委員会第23回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)5月25日(月) 13:30~15:25  
開催場所 市役所 3階 大会議室
2. 出席 農業委員(15名)  
1番 又賀 保    2番 大畑 美里    3番 須藤 寿人    4番 吉村 太  
5番 大庭 清    6番 御神本康一    7番 田中 綾    8番 佐原 晃子  
9番 北條 義洋    10番 篠原 栄次    11番 谷本 大輔    13番 柳田 継男  
14番 豊田 浩    15番 宮川 有衣    16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(1名)  
12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(22名)  
増野 六彦                      田ノ上武夫                      澁谷 記幸                      澤江 浩一  
山根 健治                      野村 浩三                      寺戸 康人                      三浦 尚人  
田原 勝美                      永見 浩二                      河野 正憲                      領家 耕一  
和崎 恒義                      椋木 昭雄                      潮 好介                      豊田 繁雄  
中島秀一郎                      宮内 英之                      椋木 孝光                      渡邊 豊孝  
河野 光好                      三浦 和顕
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(2名)  
寺戸豊太郎                      岡崎 定佳
6. 提出議案  
議題 136号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議題 137号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議第 138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議第 139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第 140号 農地でないことの確認について  
議第 141号 農用地利用集積計画の決定について  
議第 142号 農地等権利移動制限特例区域設定について  
議第 143号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について  
報第 120号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第 121号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第 122号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出  
について  
報第 123号 電気通信事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用に  
ついて  
報第 124号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
7. 議事に参加した職員  
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事  
田中美都総合地域総務課長、

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 23 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、4 番の吉村太委員、5 番の大庭清委員、よろしくお願いいたします。また、本日の欠席委員は豊田志摩農業委員、寺戸豊太郎推進委員、岡崎定佳推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 136 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>1 番下本郷町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、下本郷町の田 1 筆 862 m<sup>2</sup>です。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難となったため、譲り受け事由は、隣接地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>大畑美里委員</p>	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p> <p>2 番大畑です。現地確認は 5 月 14 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇から〇〇に入ったところです。</p> <p>理由は譲渡人が高齢になり耕作が困難になったため、隣接農地を所有している譲受人が譲り受けて耕作していくものです。適当と判断致します。</p>
<p>会長</p> <p>増野六彦推進委員</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>2 番下本郷町</p> <p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、下本郷町の田 1 筆 1,428 m<sup>2</sup>です。譲り渡し事由は、耕作が困難となったため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は5月14日に大畑委員と行き、5月17日には農地委員会委員と行いました。今回譲受人の隣接農地に〇〇が植えてあり、今回の申請の土地にも〇〇が植えてあります。 ご審議の程お願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	3 番西平原町
事務局	整理番号3番 本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、西平原町の畑1筆395㎡、田1筆889㎡、合計1,284㎡です。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難となったため、譲り受け事由は、隣接地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
大庭清委員	5 番大庭です。現地確認は5月18日に三浦推進委員と行いました。 田は譲受人が既に耕作しており、隣接して畑があります。畑についても〇〇が植わっておりますが、譲受人が一体的に耕作することが有意義だと思いません。 ご審議の程お願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
三浦尚人推進委員	ありません。
会長	4 番横田町
事務局	整理番号4番 本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。 土地の所在は、横田町の畑1筆236㎡です。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難となったため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確

	<p>保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
北條義洋委員	<p>9番北條です。事務局から説明がありましたが、先月の総会で特例区域に設定した案件でございます。〇〇で無償移転するものであり現地確認は5月17日に領家推進委員と改めて行いました。きれいに耕作されておりました。</p> <p>譲受人の私有地を経由しないと現地に行くことが出来ない土地であり問題はありません。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日の3条申請につきましては以上4件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第136号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p>
事務局	<p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第137号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>1番下本郷町 事務局の説明をお願いします。</p> <p>整理番号1番</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、下本郷町の畑1筆743㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>変更前の転用目的は鶏舎で、建設まで行ったが事業の変化等により当初の事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございます。</p> <p>なお、この件に関しては、このあと、議第138号の整理番号1番で審議される予定となっております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認は5月14日大畑委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。転用事業者を継承人へ変更するものであります。問題無いと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>

増野六彦推進委員	ありません。
会長	<p>4条の許可後の事業計画変更申請につきましては以上1件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第137号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。 次に「議第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番下本郷町 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番 土地の所在は、下本郷町の畑6筆2,346㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅及び宅地拡張、道路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は5月14日大畑委員と行いました。申請地は〇〇で、建物を解体し、新たに住宅を建築するところに農地があることが判明し、今回の申請となりました。始末書、土地改良区の意見書も添付されており問題は無いと判断致しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	2番須子町
事務局	<p>整理番号2番 土地の所在は、須子町の田4筆534㎡です。 都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、資材置場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可で</p>

会長	<p>きる基準に該当致します。          雨水は、地下浸透です。          既に完了しているため資金証明の添付はありません。          ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
須藤寿人委員	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
会長	<p>3番須藤です。現地確認は5月21日、澁谷推進委員と行いました。申請地は〇〇になります。〇〇と〇〇との間の土地になります。以前近くの圃場で耕作しておりましたが、いつ頃から分かりませんが畑を埋め立てられて現在のような資材置場になっておりました。始末書、土地改良区の意見書も添付されており問題は無いと判断致しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澁谷記幸推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>3番久々茂町</p>
事務局	<p>整理番号3番          土地の所在は、久々茂町の畑2筆1,010㎡です。          都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。          転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。          雨水は、地下浸透です。          既に完了しているため資金証明の添付はありません。          ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
御神本康一委員	<p>6番御神本です。現地確認は野村推進委員と行いました。申請地は〇〇になります。既に山林化しており問題無いと判断致しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
野村浩三推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>4番本俣賀町</p>
事務局	<p>整理番号4番          土地の所在は、本俣賀町の畑2筆212㎡です。          都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。          転用目的は、倉庫及び資材置場等で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p>

<p>会長</p>	<p>雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
<p>北條義洋委員</p>	<p>9番北條です。申請地は〇〇の近くです。現地確認は5月16日に和崎推進委員、〇〇と行いました。 申請人は今年の初めに他の案件があり、調べたところ、宅地と資材置場が畑であることが分かり、この度の申請ということになりました。既に完了しております。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>和崎恒義推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の4条申請につきましては以上4件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>谷本大輔委員</p>	<p>下本郷の件ですが、議第137号では1筆ですが、議第138号では6筆ありますが、どういうことでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>4条の事業計画変更申請については鶏舎から個人住宅に変更するもので743㎡であります。4条の整理番号1番につきましては、個人住宅以外の土地を含めたものでありまして2,346㎡になります。</p>
<p>会長</p>	<p>他にはございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可してもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。 次に「議第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番中吉田町 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の畑1筆396㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は5月14日に又賀委員と行いました。申請地は○ ○になります。申請は分譲宅地で排水は公共下水道に流します。土地改良区の 意見書も添付されています。適当と判断致します。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推 進委員	ありません。
会長	2番中須町
事務局	整理番号2番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中須町の畑1筆452㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸集合住宅及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則 第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は5月14日に大畑委員と行いました。申請地は○ ○です。譲渡人から譲受人に所有権移転され、集合住宅を建設されるよう です。区画整理されており、排水は公共下水道に流します。問題は無いと判断 します。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推 進委員	ありません。
会長	神田町の3番から8番までは関連がありますので一括でお願いします。
事務局	3番から8番については関連ありますので一括で説明します。 この案件につきましては先日農地委員会で協議しました案件になります。 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、神田町の田24筆16,493㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地 であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44 条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 なお、30aを超えるため島根県農業会議に意見を聴取する事案となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。



会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
篠原栄次委員	<p>10 番篠原です。5 月 17 日に農地委員会で協議し、改めて 5 月 20 日に棕木推進委員、〇〇と立会いたしました。この申請の内 3 番から 7 番まで説明いたしますが、5 件の申請で譲渡人 9 名、19 筆、14,784 m<sup>2</sup>となります。申請地は〇〇の裏側になります。申請地につきましては全体で 7ha の平坦でまとまった農地であります。高齢化と担い手不足によって遊休農地となっています。一部は保全管理、一部は 3 名の方が耕作されています。この 3 名が譲受人に対し、転用に当たり要望書を提出されておられます。譲受人は要望書に沿って転用事業を行うと回答されたそうです。今後も問題が起こった時には双方で話し合いをして問題解決していくこととなっています。広大な面積案件ですが隣接者の同意もあり、やむを得ないと判断します。</p> <p>8 番の申請も同じ譲受人であります。申請地は〇〇になりますが、譲渡人 2 名につきましては、〇〇で管理ができない状況にあり今回の申請となりました。何か問題が発生した場合には譲受人が対処していくということで許可もやむを得ない状況だと思えます。</p>
会長	地元推進委員何かありますか。
棕木昭雄推進委員	ありません。
会長	本日の 5 条申請につきましては以上 8 件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。
御神本康一委員	都市部においては、市街地から 6 k m離れたところで太陽光発電施設が多くなっています。太陽光パネルの廃棄処分については、まだ国においても処理技術が確立しておらず、仮に放置された場合には有害な物質が放出される可能性もあります。益田市においては現在までどれぐらいの申請がありましたか。
事務局	益田市では令和元年から個人申請で太陽光発電施設の申請が始まり、令和元年は〇〇、令和 2 年は〇〇、令和 3 年は〇〇、令和 4 年は 4 月までの申請となりますが、〇〇となっております。令和 3 年からが〇〇からの申請が多くなり、増加傾向にあります。
御神本康一委員	まだ、益田市は少ない方だと思いますが、電力需要においては必要だとは思いますが、会社が倒産したりして、放置された場合等心配が残ります。
会長	国においては再生可能エネルギーを推進していく状況にあり、先程事務局から報告のあった面積は、農地だけの面積であり、それ以外の土地についても増加していると思われるます。ただ、再生可能エネルギー開発において今のところ規制する法律が無いため、農地だから許可しないとはなりません。
佐原晃子委員	今後太陽光発電が増加していくことが予想されるが、そのことに対して県が現地確認を行うということは無いでしょうか。
会長	以前に常設審議委員会の中で太陽光発電の意見が出ました。その場で島根県農業会議に対して意見を求めた訳ですが、島根県の見解としては〇〇ということです。

	<p>他にはございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第 139 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可してもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第 140 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p> <p>1 番美都町小原</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、美都町小原の 1 筆 3, 123 m<sup>2</sup>です。平成 18 年頃より耕作しておらず原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
田中綾委員	<p>7 番田中です。現地確認は 5 月 17 日に寺戸推進委員と行いました。現地は〇〇になります。申請地は既に原野化しており問題無いと判断します。</p>
会長	<p>本日の農地でないことの確認については 1 件でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第 140 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可してよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第 141 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 3 件、再設定が 7 件の合計 10 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 20 件、再設定が 1 件の合計 21 件、農地中間管理事業特例売買事業の所有権移転が 1 件です。</p>
会長	<p>それでは、1 番から利用権設定の新規について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、遠田町の畑 1 筆 5, 167 m<sup>2</sup>です。10 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員より報告をお願いします。</p>

澤江浩一推進委員	現地は〇〇です。貸付人は高齢なため耕作されておりません。借受人が耕作するものです。借受人は〇〇です。
会長	2番津田町
事務局	整理番号2番 申請地は、津田町の田2筆 合計3,484㎡です。7ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	貸付人が高齢ということでありまして、以前は別の方が耕作しておられましたが、その方も高齢になり耕作できないということで借受人が耕作するものです。
会長	8番美都町三谷
事務局	整理番号8番 申請地は、美都町三谷の田3筆合計6,717㎡です。6年10ヶ月の賃貸借権設定です。
田中綾委員	寺戸推進委員の代理で報告します。5月17日に佐原委員と寺戸推進委員で現地確認しました。〇〇が耕作されるのですが、中間管理機構を通じた設定となります。問題無いです。
会長	続いて一括方式の説明に移ります。 整理番号1番から2番をお願いします。
事務局	整理番号1番から2番は、借り手が同じですので一括します。 申請地は、下本郷町の畑3筆 合計3,100㎡です。4年7ヶ月間の賃貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
増野六彦推進委員	借受人は〇〇であり、問題ありません。
会長	3番から6番津田町
事務局	整理番号3番から6番は、借り手が同じですので一括します。 申請地は、津田町の田4筆 合計4,796㎡です。3年7ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	申請地につきましては昨年まで〇〇により〇〇が栽培されていました。〇〇により休耕地となることになりました。借受人が中間管理機構の活用により耕作するものであります。作物は〇〇です。

会長	7 番遠田町
事務局	整理番号 7 番 申請地は、遠田町の田 1 筆 988 m <sup>2</sup> です。9 年 10 ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	昨年まで他の耕作者が耕作しておりましたが、〇〇のため中間管理機構を利用して借受人が耕作するものです。
会長	8 番から 9 番遠田町
事務局	整理番号 8 番から 9 番は借り手が同じですので一括します。 申請地は、遠田町の田 3 筆合計 1,432 m <sup>2</sup> です。3 年 7 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	先程の 3 番から 6 番と同様に〇〇が〇〇に伴い、借受人が中間管理機構を利用し耕作するものです。作物は〇〇です。
会長	11 番から 13 番匹見町匹見
事務局	整理番号 11 番から 13 番は、借り手が同じですので一括します。 申請地は、匹見町匹見の田 5 筆合計 5,078 m <sup>2</sup> です。4 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
渡辺豊孝推進委員	貸付人と借受人が今まで相対契約を行っていましたが、この度中間管理機構を利用します。
会長	14 番から 21 番匹見町匹見
事務局	整理番号 14 番から 21 番は、借り手が同じですので一括します。 申請地は、匹見町匹見の田 3 筆 2,933 m <sup>2</sup> 及び匹見町紙祖の田 8 筆 12,734 m <sup>2</sup> の合計 15,667 m <sup>2</sup> です。2 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	貸付人と借受人が今まで相対契約を行っていましたが、この度中間管理機構を利用します。
会長	所有権移転関係 1 番白上町
事務局	整理番号 1 番 申請地は、白上町の畑 1 筆 5,562 m <sup>2</sup> 、売買金額は〇〇円です。 移転時期は令和 4 年 5 月 27 日、所有権の移転を受ける者の支払い期限は令和 4 年 6 月 30 日です。

会長	地区担当推進委員より報告をお願いします。
豊田浩委員	岡崎推進委員が欠席のため報告します。5月16日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇です。所有権を移転される方は、〇〇の会員であり、他にも〇〇に土地を所有されているため問題は無いです。
会長	<p>本日は再設定を含め10件、一括方式が21件、所有権移転が1件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>無いようですので、「議第141号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第142号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、喜阿弥町の田2筆445㎡です。申請地が所在する小野地区の下限面積は30aです。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難なため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
柳田継男委員	13番柳田です。現地確認は5月16日に宮内推進委員と行いました。農地は管理されており、買受予定者も近隣に居住しており、利便性も問題無いです。
会長	地元推進委員何かありますか。
宮内英之推進委員	ありません。
会長	<p>本日の農地等権利移動制限特例区域設定については1件でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第142号 農地等権利移動制限特例</p>

事務局	<p>区域設定について」は原案通り許可してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第 143 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。</p> <p>(事務局より説明)</p>
会長	<p>令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について説明がありました、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第 143 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は原案通り承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>「議第 143 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は承認とさせていただきます。</p> <p>続きまして報告事案をお願いします。</p>
事務局	<p>報第 120 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について</p> <p>届出件数は、11 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望はありません。</p> <p>報第 121 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について</p> <p>届出件数は、3 件です。解約理由はすべて耕作者の変更のためです。</p> <p>報第 122 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について</p> <p>届出件数は、2 件です。</p> <p>整理番号 1 番 申請地は大谷町の田 1 筆、1,517 m<sup>2</sup>の内 172.5 m<sup>2</sup>です。農業用倉庫の利用です。</p> <p>整理番号 2 番 申請地は隅村町の畑 1 筆、247 m<sup>2</sup>の内 82 m<sup>2</sup>です。農業用倉庫の利用です。</p> <p>報第 123 号 電気通信事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用について</p> <p>届出件数は、1 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、猪木谷町の田 1 筆 515 m<sup>2</sup>です。設置のため、515 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。</p> <p>報第 124 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について</p> <p>所在地は、上黒谷町の 8 筆計 5,161 m<sup>2</sup>、桂平町の 10 筆計 2,849 m<sup>2</sup>、黒周町の 2 筆計 257 m<sup>2</sup>、合計 8,267 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、利用状況調査により現地を確認したも</p>

会長	<p>のです。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 23 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	---